

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年12月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第56号

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式注以外の部分中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削り、

「

利用を希望する児童館等の名称

」

「

利用を希望する児童館等の名称	利用時間の区分
	<input type="checkbox"/> 午後6時まで <input type="checkbox"/> 午後6時30分まで
を	<input type="checkbox"/> 午後6時まで <input type="checkbox"/> 午後6時30分まで
	<input type="checkbox"/> 午後6時まで <input type="checkbox"/> 午後6時30分まで

に、

」

「

性別	勤務先等の名称
<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	

」

「

勤務先等の名称

を

」

に改める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)